

第4回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会 議事録

開催日時：2023年3月22日（水） 13:00～15:00（オンライン）

開催方法：オンライン（Cisco Webex Meetings）、一般傍聴あり（Zoom ウェビナー）

出席者：委員：角谷（座長）、後藤、佐藤、高川、原口、森、森田、邑並（長谷川委員代理）

関係省庁・部局：農林水産省、国土交通省、環境省

議事

1. 委員・出席者の紹介
2. 第3回検討会での指摘事項と対応
3. 貢献証書制度の検討状況
4. その他インセンティブの検討方針
5. 今年度のまとめと来年度の検討方針

<議題2：第3回検討会での指摘事項と対応>

→質問・指摘事項なし

<議題3：貢献証書制度の検討状況>

- 証書の発行にかかる費用が発生するかどうか今後も今後検討が必要。費用が発生する場合、活用を阻害する過度な負担とならないようにご留意いただきたい。（長谷川委員代理：邑並氏）
→貢献証書の発行に対して手数料をとるかどうかについてはまだ議論していないので検討事項としたい。過度の負担とならないよう、発行機関の作業負担などとバランスを見て検討していきたい。（環境省）
- 証書の記載内容が金銭を想定したものとなっているが、人的支援や技術・サービス等の現物による支援についても、どのような記載ができるか検討する必要があるのではないかと。（長谷川委員代理：邑並氏）
→貢献証書の支援内容については、支援金額だけでなく物的、人的支援も想定されるため、証書に書けるような設計としたい。（環境省）
- 任意情報については、証書発行機関で証明できる情報とそうでない情報が存在すると思うが、それぞれ分かる形で記載されるべきではないか。特に証明できない情報については、その旨が分かるように明記したほうが、第三者へのミスリードが少なくなるのではないかと。（長谷川委員代理：邑並氏）
→貢献証書の中で多面的な価値まですべては証明できないことから、貢献証書と概要説明資料を別にして、証書発行機関が確認したのは貢献証書の内容までであるという

形を基本的な考え方としている。一方で、サイト認定の審査プロセスにおいて確認された事項は概要説明資料の方でよいかなど、詳細設計の際によく整理しながら進めていきたい。(環境省)

- ネイチャーポジティブに対する定量的な評価結果が掲載されるべき。GBF や国家戦略にも対応させ、面積だけではなく生態系の健全性、が評価できる指標にすべき。(高川委員)
→貢献証書に書くのはあくまでも事実のみで、その他の要素は概要説明資料に落とし込む方針で考えている。多面的な価値などは概要説明資料に記載し、サイトによって多様な貢献の仕方があることが見えるようにしたい。(環境省)
- 自治体のネイチャーポジティブへの貢献度合いとの紐づけがあることで、国全体や各自治体の目標への貢献も評価できる。また単一指標評価をすることでカーボンのようなマーケット創出にもつながるのではないか。(高川委員)
→基礎自治体では地域戦略策定が進んでいないところもあるが、次期国家戦略の策定と併せて地域戦略の手引きも改訂予定であり、自治体に対してもしっかりと説明し、コミュニケーションを取っていくこととしたい。(環境省)
- 支援主体は今後個人も十分あり得る。例えば、地域創生の分野では、仮想通貨を使って個人が田舎の地域再生に投資を集めるといったような実例もできているので、個人も想定してもよいのではないか。(高川委員)
→個人にとって貢献証書がどう使えるかについてはまたご意見いただきたい。(環境省)
- 当会でもこの春から、自治体のネイチャーポジティブを支援して、自然共生サイトでなくても証書発行するスキームの事業を始めようとしているので、その辺りの整合や連携もうまく取っていただければと思う。(高川委員)
- 生物多様性上の価値を記載することでネイチャーポジティブへの貢献度を表すことにもつながるので、並行して進められている見える化事業との連動も重要。(高川委員)
- 貢献証書の発行は支援の意思決定をした時か、それとも事後的に貢献したことを言うものなのか。(後藤委員)
→前者の支援を決定していただいた段階を想定している。(環境省)
→概要説明資料の記載内容を充実させることに意義がある。制度の有効性に資するような記載内容や参考例を考えていただけるとよい。(後藤委員)
- 概要説明資料の任意情報の正しさをどのように検証するのか。概要説明資料に記載する任意情報について、専門家や研究者が言っているから正しいというのは危険である。内容確認の仕方、波及効果のようなある程度落としどころが必要なものなどは検討が必要。(佐藤委員)
→J ブルークレジットの例では、事務局・認証機関側では特記事項の内容の検証はせず一切責任を持たないが、できるかぎり査読付き論文など第三者検証可能なものを出してもらっているとのこと。ここでは、あくまで相対取引のため、できるだけ第三者が検

証可能な資料をつけてはいただくが、それをどう見るかというのは支援者側次第かと考えている。(環境省)

→概要説明資料の内容も環境省のお墨付きと捉えられる可能性があり、ミスリードになりかねない。書いてあることが必ずしも正しくはないことをはっきり言うことも必要か。(佐藤委員)

- あれこれ書かずにシンプルにするのも一つのアイデア。例えば、悪くなったところを良くするような再生事業と良いところを保全する事業を同一指標で評価するのは難しいため、指標の使い分けの検討も必要。(佐藤委員)
- 証書に対する特に企業の需要については、自然関連財務情報開示に使いたいということが一番お金を出す理由になる。TNFD バージョン 0.4 の開示指標の例示の中でも、必須の開示と追加的な開示に分ける整理をしている。今の議論を踏まえると、貢献証書に確実なものとして記載するもの、もしくは支援側が期待するのは、インパクトや生態系サービスに関する情報など定量的に正確なもの。任意情報については、自然共生サイトの地域から出る生産物・認証材をその企業が使用していることも併せて証書に記載されていることで、情報開示の際の一つのエビデンスになる。追加的情報の確からしさの証明は環境省ですべて行うことは難しいため、第三者機関を踏まえて、実施主体側が自ら証明していくことによって証書の価値自体も高くなる。追加的情報・価値が欲しい企業にとっては、きちんと検証された情報が記載され、ある程度妥当な価格であれば支払う状況にある。(原口委員)

→J ブルークレジットのように全てに責任は持たないという形にすべきか、一部環境省や検証機関が確認したというものがあつたほうがいいのか迷っているが、お考えがあればいただきたい。(環境省)

→必須となる核の部分は環境省が提示した原単位に基づいて行うべきだが、追加的なところは、実施主体以外にも関わったところに必要な費用が還元されるようにすべき。その調査・検証にかかる費用は、必須のところとは切り分けるべきで、受益者負担が原則ではないか。TNFD の開示において、追加的情報が検証されていないものであつても魅力的なものであれば投資家への開示に使ってしまう可能性があるので、グリーンウォッシュを応援することにもなり、その線引きは重要。(原口委員)

- 証書の取引・転売は考えていないとのことだが、将来的には可能となるのか。また、貢献証書の期間はどのように区切るのか。(森委員)

→取引は実施主体と支援主体の相対取引を考えており、支援主体が貢献証書を第 3 者と取引するような転売は現時点では考えていない。自然共生サイト自体の認定が 5 年間であるため、認定の期間の最後で区切ることが最も分かりやすいと考えるが、支援期間は相対取引の中で決めることになるかと考えている。(環境省)

- 自然共生サイトの場所の価値等の情報は認証制度の方に任せて、貢献証書制度では貢献内容の支援額や支援期間等を強調して記載すべき。概要説明資料については一律に

つけた方が良いと感じた。(森委員)

→貢献証書にサイト情報を載せた理由は、例えば支援主体が証書自体を単独でPRに使いたいときに、どのようなサイトを支援しているかを示すためである。また、概要説明資料は、証書発行機関ではなく実施主体等が自らが作るため、例えば支援が不必要な実施主体からすると負担が増えるだけになるため、あくまでここは支援を集めたい、PRしたい場合に作成する任意資料の扱いとした。(環境省)

- 30by30のあるべき姿としては、自治体や地域が主体となり、広域での自然共生サイト認定や保全計画があった上で、そこに企業等が支援者として関わる形。一つのサイトだけで追加性や連結性を第三者認証で評価することは難しいため、流域や自治体スケールでの取組を進め、保全計画の作成支援も並行で行うことで企業版ふるさと納税制度とも連携しやすく、支援者としては税額控除を受けながらTNFDの開示にも使えるデータももらえるので、企業としてもお金を動かしやすい。また、例えば水に関して、自社工場で使用する水の同量ではなく倍量くらいを対象とした証書である方がよく、その点で流域スケールの計画があると直接使用している水源地だけでなく広域の涵養の維持に貢献していることが示せる。企業版ふるさと納税が企業へのインセンティブになることを考えると、自治体単独あるいは自治体とNGOと一緒に実施主体となるモデル地区を早く作れるとよい。(原口委員)

→広域での計画等に位置づけがあることで様々な可能性が生まれることも踏まえ、生物多様性地域戦略担当部署ともよく相談していきたい。(環境省)

- 佐藤先生の記載事項の妥当性の問題は、事後的な検証の制度によるしかないと思う。よって、当初はある程度申告制にし、事後的にチェックすることが合理的ではないか。少なくとも事後的に確認できる内容とすることかと思う。牽制機能として十分かどうか議論が必要。(後藤委員)

→事後的に検証可能なものと検証可能でないものがあることにも留意して検討を進める。(環境省)

<議題4：その他インセンティブの検討方針>

- 他省庁と連携して議論されていることは良い。自然共生サイトではGBFのターゲット3がメインで、今劣化している場所を保全するターゲット2に貢献する活動は現在のスコープに入っていないが、劣化地の保全を推進する施策とどのように連携をとる予定か。(原口委員)

→現在はターゲット3を対象としているインセンティブ制度である。劣化地については別途検討となるため、本検討の中では扱っていない。(環境省)

→劣化地の改善に関する証書のニーズはあると思うが、NACS-Jの事例ではそれも取り扱っているか。(原口委員)

→みなかみ町の事例は、自然共生サイトに限らず、町全体でネイチャーポジティブを実

現するため、保全だけでなく劣化地の再生も行っている。また、別のプロジェクトでは自治体の伴走支援として、ネイチャーポジティブの政策マイルストーンを作り、証書発行することも準備している。(高川委員)

→劣化地については、世界の潮流を踏まえつつ、国内のどこが該当するかの情報整理を今年度から進めている。自然再生事業の先生方へのヒアリングや現地調査を行いつつ、来年度以降、劣化地がどのように回復していくかも整理していく予定。(環境省)

- 1点目に他制度との連動について、J-クレジットとの連携は非常に重要。特に、林野庁の森林管理プロジェクトといった土地を扱うものについて、ネイチャーポジティブにできるところを積極的に OECM 登録して、J-クレジットの証書にネイチャーの価値を掲載した方がスムーズに事例が作れる。2点目に自治体単位では土地に対する独自の税制優遇制度が進んでいるところもあるため、自治体でのインセンティブ付与を前提に、そのような情報収集、情報共有を行うことで、自治体への優遇措置を促すことが可能ではないか。最後に、現在 ESG 債やグリーンボンドが有力視されており、神戸市では里山保全に特化した ESG 債が即日完売した例もあるので、自治体で使えるインセンティブとして整理した方がよい。(高川委員)

→J-クレジットについては連携したいと思う一方で、相対の域を飛び出しているのでは、どのように連携できるかはよく検討したい。自治体ごとに効くインセンティブについても有用な情報をいただいた。(環境省)

<議題5：今年度のまとめと来年度の検討方針>

- 詳細設計の作り込みに関するヒアリングも重要だが、一方で本当に必要があるのか、企業が活用したい制度になっているかどうかの把握・ヒアリングも必要ではないか。例えば、30by30 アライアンスに加盟している企業のうち、自然共生サイトの認定登録をしていない企業に対して、本制度がインセンティブとして働くかをヒアリングしてみるのもよいかもしれない。また、過去の資料では、この制度の運用開始は2026年度からと記載があったと思うが、企業等の必要があることが確認できるようであれば、来年度から自然共生サイトの認定制度が正式に運用されることも踏まえると、もう少し早く実装してもよいのではないか。(長谷川委員代理：邑並氏)

→企業等へのヒアリングについて、自然共生サイトの試行を行っていない企業を対象とすることを検討していきたい。制度運用開始を2026年度としたのは、30by30に向けた中間の時期で、そこに向けて押し上げていくインセンティブとして考えていたが、需要も踏まえて時期を検討する。(環境省)

- 生物多様性関連のファイナンスの機運や関心が高まる中で、第6次環境基本計画との関連性や、他省庁・他委員会での議論とのリンクも検討していただきたい。また、今まで生物多様性に触れてこなかった人が関わることで、きちんとした評価や科学的なエビデンスのないものが増えるとグリーンウォッシュになる可能性も増える。科学コミ

ユニティともより連携し、グリーンウォッシュにならない制度作りに向けた議論が必要である。(森田委員)

→他制度等もよく勉強して進めていきたい。(環境省)

- クレジットに関して、気候変動分野の CO₂ 吸収量・固定量のような確たる指標がないと評価のしようがないことにも留意すべきであり、そこは海外の制度を調査・検討することになる。生物多様性や自然資本の問題解決にあたってはゾーニングが重要であり、30by30 の中で全てを解決するのではなくその趣旨に特化し、30%をいかに確保するか、そのために他省庁・他制度との連携を図るのも一つの考え方ではないか。そのためには、効果測定を行い、事業実施者や支援者が概要説明資料にしっかりと情報をかけるようにつくり上げることが今後の検討課題になる。(後藤委員)

→個別の指標がないとクレジット化できないというのはそのとおりである。現在の技術では、日本の多様な生態系を単一指標化できないということもあり、今回の整理としてバンキング制度は現時点では難しいとした背景がある。(環境省)

- 本日新たに論点となったグリーンウォッシュとも関連し、サイトの評価における科学的エビデンスにかかる費用も貢献証書に入れていくことは重要である。生物多様性の観測データは指標が作りにくいところがボトルネックとなっており、現在はほぼボランティアに近い形で集められているという現実がある。それが解消されることで、指標化に向けた原動力となる情報が集まり、それらも取り入れることで良い制度になっていくと思う。(角谷座長)